

群馬用水地区に係る事前評価（農業用水）委員会（第1回）議事概要

- 1 日 時： 令和5年6月6日（火） 16：30～18：00
- 2 場 所： 独立行政法人水資源機構 群馬用水管理所 会議室
- 3 対象地区： 独立行政法人水資源機構事業 群馬用水地区
- 4 委 員： 石井 敦 国立大学法人筑波大学生命環境学群 教授
栗原 伸一 国立大学法人千葉大学園芸学部食料資源経済学科 教授
西脇 淳子 国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院 准教授
長谷川 美由紀 群馬県農政審議会 委員
石野 榮一 学校法人十文字学園女子大学 教授
- 5 議 事：

独立行政法人水資源機構事前評価（農業用水）委員会（第1回）を開催し、令和6年度着工予定地区である群馬用水地区に係る事前評価資料について審議した。

質疑応答の概要は以下のとおり。

（委 員） 取水実績において農業用水を水田と畑の使用量に分けたグラフがあるが、これは水田と畑に分けて使用量を計測しているものなのか。

（機 構） 農業用水の水利計算における田及び畑作物の水量割合を乗じたものである。

（委 員） 作物生産効果の単収及び単価の根拠は如何に。

（機 構） 事業なかりせば単収は現況単収に効果要因別の失われる増収率分を減じて算出している。事業ありせば単収は、現況単収であり農林水産統計等による最近5カ年の平均単収により算出している。単価は農業物価統計等による最近5カ年の販売価格に消費者物価指数を反映した価格を用いている。

（委 員） 事業なかりせば単収に用いている増収率とは全国一律のものがあるのか。

（機 構） 農水省監修の土地改良の効果算定マニュアルに記載されているものを適用している。

（委 員） 作物生産効果の計画作付面積は、県や関係市町村の農業振興計画や関係者の意向により決定したとの説明があった。ここで、現況作付面積と比較して水稻など計画作付面積が減少している作物があるが、この数値はどのように決定しているか。

(機 構) 各市町村が作成している作付計画に、作物毎に目標とされる率が設定されており、この率を作付面積に乗じて計画面積としている。この計画面積については、県、市町村、JA 等より構成された群馬用水営農検討会に諮り決定したものを評価に反映しているものである。

(委 員) 環境配慮対策として濁水処理設備の設置や騒音振動低減の対策について記載があるが、これらの設備規模が大きく逆に周辺に影響を与えることはないか。

(機 構) 設備等の規模は大きいものではなく、影響がないと考えている。

(委 員) 環境情報協議会の委員において地元住民代表の方がいるが、この方はどのような立場の方か。

(機 構) 群馬用水土地改良区組合員であり、地域の代表者と捉えている。前歴事業の環境情報協議会でも委員をして頂いている。

(委 員) トンネル充填工事の際に使用する発泡ウレタンについては、地下水への溶出や大気中への影響はあるか。

(機 構) 環境に影響が無いものを使用することとしており、他地区での実績があるものを使用する。なお、施工に先立ち試験施工など行い、影響がないことを確認する事としている。また、材質等については事前に利水者と協議を行うこととしている。

(委 員) コスト削減について、工事施工時のものと工事後の維持管理を含めたものの2種類が考慮されているのか。

(機 構) 然り。

(委 員) ポンプ効率に関するコスト削減は、最近値上がりしている電気料金単価を使用して試算しているか。

(機 構) 令和5年1月時点の単価である。

(委 員) 耐震対策は前回の緊急改築事業で対応済みであるのか。

(機 構) 前々歴事業である群馬用水施設緊急改築事業で水路橋等施設の耐震対策を行っている。その他の水路施設についてもその後耐震照査を行っており、耐震性を確保していることを確認している。

(委 員) 揚水機場のポンプはもっと効率が上がる余地はあるのか。

(機 構) 余地はあるが、ポンプ設備は市販品のようなものでないことから、高効率ポンプの開発に費用を要することとなる。この結果電気代は安くなるかもしれないが、機器費が高くなると考えられる。なお、既存のポンプは設計基準による標準的な

ポンプ効率よりも高く、省エネ効果が発生している。

(委員) 担い手不足等の問題もあるなか、安定的に用水が供給されていることは農家として必要なことであり、施設の整備は重要である。

(機構) 貴重な意見ありがとうございます。

(委員) 2. 優先配慮事項 4. 農村振興（地域経済への波及効果）○農業の高付加価値化について一つの企業の記載があるが、判定上は一つあればA判定となるのか。

(機構) 然り。なお、これは群馬県内の「六次産業化・地産地消法」に基づく事業計画の認定者一覧に記載のある企業である。代表的な取り組みの中で群馬用水の受益である、この一社を挙げさせていただいている。

(委員) 2. 優先配慮事項の3. 農業の持続的発展（望ましい農業構造の確立）がBであるが、問題は無いのか。

(機構) 15. ストック効果の最大化で記載されているが、チェックリストで評価されている項目で全体の80%以上がA判定であれば事業の効率性・有効性の確保がされていると評価される。

(委員) 2. 優先配慮事項の食糧の安定供給の確保（産地収益力の向上）で高収益作物の増加率が評価基準となっているが、群馬用水地区は既に高収益作物が栽培されているため、増加率でない指標で評価できればいいのではと思う。

また、担い手への集積率も8割以上若しくは都道府県の平均との比較が評価基準になっているが、畑では集積率を上げるのは難しいので、たとえば畑と水田で評価の違いができればいいのではと思う。

(機構) チェックリストの判定基準は農林水産省にて指定されているものを適用しているため、どうしてもB判定となる。

6. 委員会の意見

群馬用水地区の事前評価に関する公表資料について修正意見はない。このことから、事業化に向けた新規地区採択チェックリストにおける評価内容は適切であると判断される。

以上